

徳島県告示第四百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
Bon nopah 同会社	大阪市旭区赤川一丁目三番五号レーベン旭二階	しおん徳島	徳島市山城西四丁目一三番地一	就労継続支援 A型		令和四年四月一日
株式会社Ponte	徳島市佐古四番町一三番八号	Ponte	同 佐古四番町一三番八号	同		同
社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会	同 南矢三町二丁目一番五九号	ちゅうりつば	板野郡北島町中村字中内四五番地一	就労継続支援 B型		同
すまいとしごと合同会社	小松島市坂野町字黒地八番地の七	しめい	小松島市坂野町字黒地八番地の一	同		同 六月一日